

(別 紙)

平成24年(行情)諮問第312号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

差支えがない。

適当ではない。

(適当ではない理由)

Large empty space for providing reasons if the response is "Not appropriate".